する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術（電子資格確認において保険者が回答を行う際に利用する情報通信の技術をいう。以下この条において同じ。）を利用する方法により行われたときは、この限りでない。

2　法第二十七条第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第四項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

3　法第二十七条第四項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を受けた保険者は、当該記録の写しに係る情報の漏えいの防止その他の当該記録の写しに係る情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（法第二十七条第三項の厚生労働省令で定める者等）

第十三条の二　法第二十七条第三項の厚生労働省令で定める者は、船舶所有者（船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船舶所有者及び同法第五条第一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者をいう。）とする。

2　法第二十七条第三項の厚生労働省令で定めるものは、事業者等（同項に規定する事業者等をいう。以下同じ。）が保存している加入者に係る健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）に関する記録の写し（労働安全衛生法その他の法令に基づき保存しているものを除く。）とする。

（事業者等が行う記録の写しの提供）

第十四条　保険者が、法第二十七条第三項の規定により加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写しは、第二条各号に掲げる項目に関する記録の写しとする。

2　法第二十七条第三項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第四項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年一月一日から施行する。

（傷病手当金に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第八十四条の三の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、支給を始めた日から起算して一年六月を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例による。

第三条　第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則第六十九条の三の規定は、施行日の前日において、支給を始めた日から起算して三年を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例による。

○農林水産省令第六十六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、農業経営統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月十九日　農林水産大臣　金子原二郎

農業経営統計調査規則の一部を改正する省令

農業経営統計調査規則（平成六年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（全国結果表の作成及び公表）	（全国結果表の作成及び公表）
第十一条　（略）	**第十一条**　（略）
2　農林水産大臣は、前項の規定により作成した全国結果表の概要を第四条に規定する調査の期間の最終日（以下「調査最終日」という。）の属する年の翌年の十二月三十一日までに、その詳細を逐次、公表する。	2　農林水産大臣は、前項の規定により作成した全国結果表の概要を第四条に規定する調査の期間の最終日（以下「調査最終日」という。）の属する年の翌年の十月三十一日までに、その詳細を逐次、公表する。

附　則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。